

内共第 8 号第 5 種共同漁業権
遊漁規則

大分川漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、大分川漁業協同組合が免許を受けた内共第 8 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域内（以下「漁場区域」という。）において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、はえ（おいかわ）、あまご（えのは）、もくずがに（つがに））の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域において遊漁をしようとする者は、予め口頭により申請し、その承認を受けなければならない。

2 組合は前項の申請があったときは、水産動植物の保護培養、組合員若しくは他の遊漁者（前項承認を受けた者をいう。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障が認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条の遊漁料を同条第 1 項の規定により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動植物は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によってこれを採捕してはならない。

ア 水産動植物	イ 漁 具 漁 法
全 魚 種	潜水具（水中メガネ、シュノーケル、足ヒレ、アクアラング、ボンベ） チョンカケ ひき網、袋網 火光を利用してする漁法（火振り等） 水中に毒物を流して捕獲する漁法 水中に爆発物を投じて捕獲する漁法 水中に電流を流して捕獲する漁法 小鮎せき（瀬干網漁法） かんづけ・箱づけ・びんづけ・おけづけ 発射装置を有する「もり」又は「やす」 まくり・投網・刺し網（建網） カニ籠・うけ・やな・うなぎ籠 魚切り又は類似の漁法 「石うち」又は「げんのうち」をしてする漁法 すかしをして採捕する漁法 20m以上ののべなわで採捕する漁法

2 大分川本流小野鶴橋から上流及び七瀬川露橋から上流においては、打釣漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。（但し、庄内町櫟木ダム堰堤上流はおとり獲りにする打釣はこれにあらず。）

3 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁法でなければ遊漁することができない。

ア 遊漁の種類	イ 遊漁の方法
あ ゆ	手釣・竿釣・友がけ・徒手採捕
こ い	手釣・竿釣・ばくだん釣・徒手採捕
ふ な	手釣・竿釣・ばくだん釣・徒手採捕
は え	手釣・竿釣・徒手採捕
わかさぎ	手釣・竿釣・徒手採捕・たも網(網口径 60 cm以内)
もくずがに	手釣・竿釣
えのは	竿釣
うなぎ	手釣・竿釣・のべなわ・徒手採捕

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで
あまご(えのは)	3月1日から9月30日まで
わ か さ ぎ	10月1日から翌年4月10日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄の期間中、水産動物を採捕してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
大分川 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域(大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域を除く。) 基点一 大分市大字光吉字井手ノ元 112 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置 基点二 大分市大字畑中字居荒 637 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置 基点三 大分市大字下宗方字古川 1027 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置 基点四 大分市大字畑中字居荒 639 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置 (七瀬川と大分川との合流点より下流 430 メートル・上流 120 メートルの間)	9月20日から 11月20日まで

大分川	次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域(大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域を除く。) 基点一 大分市大字光吉字井手ノ元 112 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置 基点二 大分市大字畑中字居荒 637 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置 基点三 大分市大字下宗方字古川 1027 番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置 基点四 大分市大字畑中字居荒 639 番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置 (七瀬川と大分川との合流点より下流 430 メートル・上流 120 メートルの間)	11 月 21 日から 12 月 31 日まで
大分川	由布市庄内町櫟木篠原えん堤上端から下流 100 メートルの間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
大分川	由布市挾間町篠原発電所放水口下流端から下流 370 メートルの間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
大分川	由布市湯布院町川上城橋下流端から下流同町川南御幸橋下流端	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
阿蘇野川	由布市庄内町十合野村内橋の上流から下流 500 メートルの間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
芹川	竹田市直入町大字長湯字湯原天満橋の上流端から下流肥後井ぜき上流端の間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
七瀬川	大分市大字野津原一の瀬橋を基点として上流 200 メートルの間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
七瀬川	大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域のうち、同標木から大分自動車道高架下流端までの間	9 月 20 日から 12 月 31 日まで

(魚類の全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種 名	大 き さ
う な ぎ	全長 21cm 以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条で遊漁の承認を得、第3条第3項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川漁業協同組合事務所(大

分市大字田原字下川原 451-9) 又は第 3 項に定める大分川漁業協同組合遊漁販売店、もしくは当該遊漁する場合において漁場監視員に下記遊漁料を納付しなければならない。但し、遊漁する場所において納付する場合の遊漁料は、下記遊漁料に 500 円を加算した額とする。

魚種	遊漁料	
あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさぎ・えのは(やまめ・あまご)もくずがに(つがに)	年 券 (遊漁承認証＋腕章)	5,000 円
	日 券 (日券シール)	1,000 円

注 遊漁料の欄の()内は、組合が交付する遊漁承認証等及び鑑札を示す。

ただし、舟を使用する場合は一隻当たり 1,000 円(1 日)、5,000 円(1 年)を別途納付しなければならない。また、イカダを設置する場合は組合事務所において 1 枚当たり 2,500 円及び処理料預り金として、30,000 円(撤去立会費 2,000 円を含む)を別途納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下及び肢体不自由者は無料とする。ただし、本人が希望する場合、400 円を納付することにより組合から年券に係る腕章の交付を受けることができる。

3 大分川漁業協同組合遊漁販売店は以下のとおりとする。

大分市	まつき釣具店 光吉店	097-524-5050	大分市曲境目 1506-1
	㈱釣り具のイブ春日店	097-536-1091	大分市東春日町 7-7
	戸次店	097-597-1091	大分市中戸次 1261-47
	釣り具の三平 戸次店	097-597-5599	大分市中戸次北園 6072-1
	高城店	097-558-7799	大分市松原町 2-1-3
	おおくぼ(すし店)	097-588-1607	大分市野津原 2160-2
	梅田釣具店	097-543-4625	大分市明礪 2 丁目 9-3
由布市	かめや釣具店大分萩原店	097-556-9141	大分市萩原 2 丁目 2-26
	合澤ますみ		由布市庄内町西長宝 2
	大塚商店	097-585-1023	由布市庄内町阿蘇野栢ノ木 3194-2
	ニューヤマザキデイリーストア湯布院南店	0977-28-2628	由布市湯布院町川西 464-2
竹田市	はさま由布川溪谷観光協会	097-583-2552	由布市挾間町朴木 14-2 会長 内田はつみ
	㈱おづる 湧水茶屋	0974-78-1755	竹田市直入町下田北 1385-5
	水の駅 おづる	0974-64-7277	竹田市直入町下田北 1319-1
	吉野喜義(理髪店)	0974-75-2057	竹田市直入町下田北 3500-2
福岡県	森永釣具店	0974-78-1343	竹田市直入町長湯 7982-5
	ハニースポット	092-432-6133	福岡県福岡市博多区東那珂 213-18

(遊漁承認証等及び鑑札に関する事項)

第8条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 発行年月日
- (2) 承認を受けた者の住所、氏名、電話番号、生年月日
- (3) 承認期間
- (4) 魚種
- (5) 漁具・漁法
- (6) 漁場
- (7) 遊漁料の額
- (8) 発行者名
- (9) 禁止漁具漁法
- (10) 禁止区域
- (11) 注意事項
 - 1.遊漁中は本証を携帯し、腕章をつけなければならない。
 - 2.遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
 - 3.遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
 - 4.遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、お互いに他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 5.遊漁者は組合員の行う漁業を妨げてはならない。
 - 6.遊漁者は組合の定めた魚類の繁殖保護場で当該管理人の指図に従わなければならない。
 - 7.遊漁者が大分県漁業調整規則及び本組合の遊漁規則に違反する行為をした時は、遊漁を停止し、又は拒絶することがある。
 - 8.いかなる者でも漁場を占領してはならない。
 - 9.下記の魚類は禁漁期間中採捕してはならない。

魚 種	禁 漁 期 間
あ ゆ	1 月 1 日～5 月 31 日
え の は	10 月 1 日～翌年 2 月末日
わ か さ ぎ	4 月 11 日～9 月 30 日

- 2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証及び鑑札を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証及び鑑札を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

(遊漁者に対する守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 住所、氏名、年齢

(2) 有効期間

(3) 発行者名

- (4) 注意事項
1. 漁場監視員は法令又は規則に従い違反漁業の防止に努める。
 2. 漁場監視員は監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを表示するバッチ又は腕章をつけるものとする。
 3. 漁場監視員は規則の励行に関し必要な指示を行うことが出来る。
 4. 漁場監視員は遊漁承認証を携帯せぬ者から規則の遊漁料を徴収することができる。
 5. 漁場監視中は法令又は規則に基づく悪質な違反を発見したときは監視員はその旨を取締機関又は組合に報告することとする。
 6. 漁場監視は常に適切公平な監視を行い必要以上の強制指示は厳につつしむこと。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

この規則は、認可の日から実施する。(令和 6 年 1 月 1 日認可)

この規則は、認可の日から実施する。(令和 6 年 8 月 19 日認可)

この規則は認可の日から実施する。ただし、第 5 条の禁止区域の改正は、令和 8 年 1 月 1 日から実施する。

(令和 7 年 8 月 18 日認可)